

知事の権限の一部を児童相談所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第6号

知事の権限の一部を児童相談所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を児童相談所長に委任する規則（昭和43年静岡県規則第30号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を児童相談所長に委任する。 (1)～(11) (略) (12) 法第33条第2項、第4項、 <u>第7項及び第9項</u> の規定による措置 (13)～(32) (略)	児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第32条第1項及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次に掲げる事務を児童相談所長に委任する。 (1)～(11) (略) (12) 法第33条第2項、第4項、 <u>第6項、第9項及び第11項</u> の規定による措置 (13) <u>法第33条第5項本文の規定による承認の申立て</u> (14)～(33) (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月2日から施行する。